

## 募 集 要 項

募 集 人 数	いわき市地域おこし協力隊(三和地区) 1名
活 動 内 容	<p><b>(1) 農産物直売所「三和町ふれあい市場」の支援</b> 農産物直売所で販売する魅力ある農産物の確保、特産品の商品開発、イベントの企画・運営、販売促進などに、地域住民と連携を図りながら、積極的に取り組んでいただきます。</p> <p><b>(2) 定期的な情報発信による地域振興</b> 交流人口や関係人口の拡大を図るため、SNSや広報誌などによる地域資源の情報発信やイベントの実施、令和3年度から、小中一貫教育推進校として開校した三和小中学校の学校行事の取材などにより、三和町の魅力を定期的に発信してください。</p> <p><b>(3) その他、地域活動への参加等</b> 地域活動(地域振興協議会主催のイベント、三和町道の駅設置に向けた検討等)への参加のほか、地区の様々な課題の解決策を地区の皆様と一緒に考えて取り組んでください。</p>
募 集 対 象	<p>次の要件を満たす方</p> <p>(1) 応募時点で20歳以上の方</p> <p>(2) 3大都市圏をはじめとする都市地域に住民票を有している方で、いわき市に生活の拠点を移し、住民票をいわき市に異動する方 ※地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」の関連ページで確認してください。 ※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部</p> <p>(3) 地域活性化に意欲があり、地域住民と協力して活動できる方</p> <p>(4) 普通自動車運転免許を取得している方</p> <p>(5) パソコン(ワード、エクセル、メールなど)の基本操作ができる方</p> <p>(6) 欠格事項(地方公務員法第16条の規定)に抵触していないこと。 ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。 ②いわき市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。等</p>
勤 務 条 件 等	<p>(1) 任用形態 いわき市のフルタイム会計年度任用職員</p> <p>(2) 任用期間 任命日から令和5年3月31日まで(予定) ※年度単位での再度の任用あり。(最長令和7年3月31日まで) ※任用後、原則1か月間の条件付採用期間あり。</p> <p>(3) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分(休憩時間 正午から午後1時)</p> <p>(4) 勤務日数 週5日(月曜日から金曜日)勤務</p> <p>(5) 休 日 週休日:土曜日及び日曜日 休日:国民の祝日及び年末年始(12月29日から31日、1月2日及び3日)</p> <p>(6) 給 与 月額192,000円(支給日は当月の21日)</p> <p>(7) 手 当 条例等の定めるところにより、通勤手当、期末手当の支給あり</p> <p>(8) 休 暇 年次有給休暇:雇用期間に応じて1年度につき最大20日付与、その他特別休暇(有給・無給休暇)あり</p> <p>(9) 福利厚生 社会保険(健康保険、厚生年金保険)、雇用保険に加入します。(本人負担あり) 労災保険 公務災害補償等が適用されます。 住居及び活動に必要な車両は、市が借り上げます。 その他活動に必要な経費は、予算の範囲内で市が負担します。</p> <p>(10) 勤務場所 いわき市三和地区内</p> <p>(11) その他 服務規程(職務専念義務や守秘義務)が適用されます。 職務にあたり、地方公務員法第30条から第38条が適用されます。 地方公務員法第29条の各号に該当する行為をした場合、懲戒処分として戒告・減給・停職または免職の処分を受けます。</p>
応 募 手 続	<p>(1) 受付期間:令和4年1月17日(月)から随時(応募状況により締め切る場合があります) ※郵送又は持参での受付となります。</p> <p>(2) 提出書類:応募用紙、住民票抄本、宣誓書、返信用封筒(宛名記載、84円切手貼付) ※応募用紙、宣誓書は市ホームページからダウンロードできます。</p> <p>(3) お申込み先:いわき市 市民協働部 地域振興課 中山間・沿岸地域係</p>
選 考	<p>(1) 第一次選考:書類審査のうえ、審査結果を応募者全員に文書で通知します。</p> <p>(2) 第二次選考:一次選考合格者を対象に、現地説明会(日程等未定)及び第二次選考(面接試験:日程等未定)を実施します。詳細な日程等については、第一次選考合格者にご連絡します。 ※第二次選考に要する交通費及び宿泊費等は、応募者負担となります。</p>
問 合 せ 先	<p>いわき市役所 市民協働部 地域振興課 中山間・沿岸地域係 〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地 ☎0246-22-7415(直通) E-mail:chiikishinko@city.iwaki.lg.jp</p>

なお、本事業の実施については、市議会2月定例会での令和4年度予算案の成立が前提となります。